

I.

耐震リフォーム編

1. 概要

1-1. 耐震リフォームの減税制度

耐震リフォームを対象とした税の優遇措置 P.010

1-2. 対象となる耐震リフォームとは

1) 耐震基準に適合する改修の内容 P.011

2) 減税制度の告示・通達 P.011

1-3. 減税額の計算

1) 投資型減税の控除額 P.012

標準的な工事費用相当額 P.012

2) 投資型減税の控除額計算例 P.014

3) 固定資産税の減額と計算例 P.015

1-4. 手続きの流れ

1) 投資型減税の要件と手続き P.016

2) 固定資産税減額措置の要件と手続き P.018

2. 建築士の証明手続き

2-1. 必要となる証明書

証明書の種類と発行の流れ P.020

2-2. 証明書の発行

1) 増改築等工事証明書 記載例 P.022

2) 増改築等工事証明書 固定資産税 記載例 P.031

耐震リフォームを対象とした税の優遇措置には、次の制度があります。

① 所得稅額の控除

耐震リフォームを対象とした所得稅額の控除には「投資型減税」と「住宅ローン減税」があります。

② 固定資産稅の減額措置

耐震リフォーム後の家屋の固定資産稅が減税されます。

③ 贈与稅の非課稅措置 (P.245参照)

耐震リフォーム資金の贈与について非課稅枠があります。

④ 登録免許稅の特例措置 (P.263参照)

個人が宅地建物取引業者により耐震リフォームを行なった住宅を取得した場合に登録免許稅が軽減されます。

⑤ 不動産取得稅の特例措置 (P.279参照)

宅地建物取引業者に対し、耐震リフォームを対象とした不動産取得稅が軽減されます。

工事や住宅などの要件や適用となる期間などは制度により異なります。

制度の概要	所得稅額の控除措置 ^{※1}	固定資産稅の減額措置 ^{※1}
	投資型減税	
制度名	【住宅耐震改修特別控除】	【家屋の固定資産稅】
減税期間	リフォームを完了した年分のみ(1年)	翌年度(1年度分 ^{※2})
制度期間	改修工事完了期間が 平成18年4月1日～令和3年12月31日	平成18年4月1日～令和4年3月31日 *改修工事完了期間は平成18年1月1日～
対象となるリフォーム	現行の耐震基準に適合させるための 耐震リフォーム	現行の耐震基準に適合する 耐震リフォーム
	適合の確認方法は 次ページへ	
対象となる住宅	昭和56年5月31日以前に建築されたもの 対象となる住宅などは P.016 へ	昭和57年1月1日以前に所在するもの 対象となる住宅などは P.018 へ
控除又は減額の上限額	25万円 控除額の計算方法は P.012 へ	家屋の固定資産稅額の1/2 (120㎡相当分まで) 減額の計算方法は P.015 へ
耐震リフォーム費用の要件	—	50万円超(税込)
手続きの窓口	稅務署(確定申告) 手続きの流れは P.016～017 へ	市区町村(工事完了後3ヶ月以内の申告が必要) 手続きの流れは P.018～019 へ

※1 各々の適用要件を満たす場合、「所得稅の控除」と「固定資産稅の減額」の併用は可能です。(併用についてはP.007 へ)

※2 当該住宅が耐震改修の完了前に通行障害既存耐震不適格建築物であった場合には、2年度分。

所得税額の控除と固定資産税の減額措置の対象となる耐震リフォームは現行の耐震基準に適合する改修(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第3章及び第5章の4の規定に適合する改修か、地震に対する安全性に係る基準に適合する改修)です。リフォーム後、例えば以下①から③のいずれかの方法で確認されれば、現行の耐震基準に適合する改修が行われたものとなります。

木造住宅	(一財)日本建築防災協会の「木造住宅の耐震診断と補強方法」による以下のいずれかの方法	③耐震改修が行われた後に、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項に規定する住宅性能評価書の交付を受け、当該住宅性能評価書における耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)に係る評価が等級1、等級2又は等級3であるもの
	①一般診断法による上部構造評点が1.0以上であり、地盤及び基礎が安全であること	
マンション等(棟全体で適合)	(一財)日本建築防災協会の「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」等による以下のいずれかの方法	③耐震改修が行われた後に、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項に規定する住宅性能評価書の交付を受け、当該住宅性能評価書における耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)に係る評価が等級1、等級2又は等級3であるもの
	①「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」、「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」若しくは「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める第2次診断法若しくは第3次診断法により計算される各階の構造耐震指標が0.6以上であること	

対象となる工事に関する告示は以下の通りです。以下に定める告示の工事のほか、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第3章及び第5章の4の規定に適合する工事も対象となります。また工事の詳細については、それぞれの通達において定められています。詳しくは、別冊の告示編又は通達編でご確認ください。

	所得税額の控除	固定資産税の減額措置
告示	●対象工事 平成18年国土交通省告示第463号	●対象工事 平成18年国土交通省告示第465号
通達	●「増改築等工事証明書(建築士等が発行する場合)」について 平成29年4月7日付 (国住政第6号/国住生第20号/国住指第28号) ●「住宅耐震改修証明書(地方公共団体の長が発行する場合)」について 平成29年4月7日付 (国住政第4号/国住生第22号/国住指第30号)	●「増改築等工事証明書(建築士等が発行する場合)」について 平成29年4月7日付 (国住政第5号/国住生第21号/国住指第29号) ●「住宅耐震改修証明書(地方公共団体の長が発行する場合)」について 平成29年4月7日付 (国住政第3号/国住生第23号/国住指第31号)

耐震リフォーム

バリアフリーリフォーム

省エネルギーリフォーム

同居対応リフォーム

長期優良住宅化リフォーム

住宅ローン減税

贈与税の非課税措置

登録免許税の特例措置

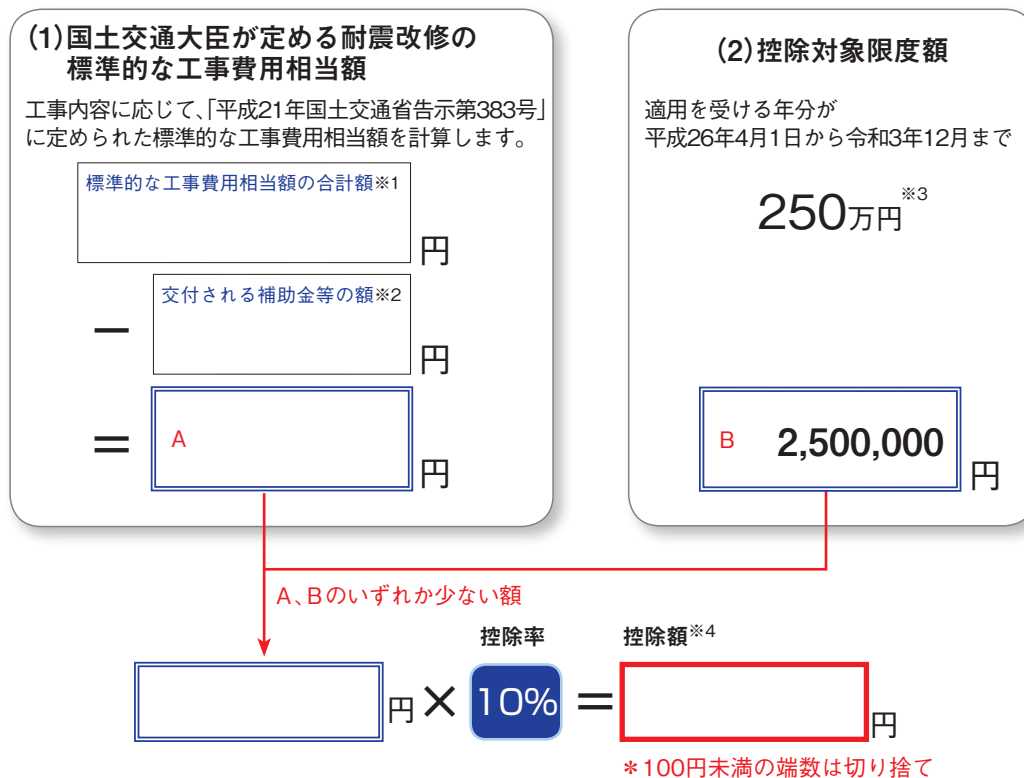
不動産取得税の軽減措置

1) 投資型減税の控除額

「投資型減税」は住宅ローンの利用の有無に関わらず適用可能な制度です。

個人が平成26年4月1日～令和3年12月31日までの間に住宅の耐震改修を行った場合に、原則としてリフォームを完了した日の属する年分の所得税額が一定額控除されます。

投資型減税の控除額は次の(1)又は(2)のいずれか少ない額の10%に相当する額になります。



※1 標準的な工事費用相当額

複数の工事を行う場合は、各工事の標準的な工事費用相当額の合計額となります。

共同住宅等共用部の耐震改修工事について

改修した家屋が数個の部分を独立して住居その他の用途に供することができるものであって、その家屋の居住者がその各部分を区分所有する場合、標準的な工事費用相当額については、全体工事費用のうちその者が負担する費用の割合を乗じて計算します。

※2 住宅耐震改修工事等において補助金等*の交付を受ける場合について

当該工事について補助金等の交付を受ける場合は、当該工事の標準的な工事費用相当額から補助金等の額を控除した額になります。

*国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金、その他これらに準じるもの。

※3 バリアフリー改修工事、省エネ改修工事、同居対応改修工事等を併せて行う場合

- ・バリアフリー改修工事、省エネ改修工事（一般断熱改修工事等）、同居対応改修工事を併せて行う場合には、耐震改修工事と併せて所得税の控除（投資型減税）の適用を受けることができます。全て併用する場合の控除対象限度額は950万円（太陽光発電設備工事がある場合は1050万円）となります。
- ・一定の耐久性向上改修工事を併せて行っている場合は、長期優良住宅化リフォームの要件を満たすことがあります。（詳細はV長期優良住宅化リフォーム編のP.183の※3・4・5を参照下さい。）

※4 実際の控除額について

所得税額控除の投資型減税の最大控除額は25万円ですが、実際は控除を受ける年分の所得税の納税額を限度として控除されます。所得税は、課税される所得金額に応じて税率が決まっていますが、扶養親族に応じた控除等もあるため、納税額は人によって異なります。納税額は、源泉徴収票等で確認することができます。

投資型減税の控除額を算出する際は、国土交通大臣が定める耐震改修の標準的な工事費用相当額を確認します。

耐震改修工事を完了する日付により「単位あたり金額」が異なります。

標準的な工事費用相当額※1 【平成21年国土交通省告示 第383号】				
耐震改修工事の内容(一体工事を含む)		(1)単位あたり金額(税込)※2	(2)単位あたり金額(税込)※3	単位
木造住宅	基礎に係る耐震改修	15,900 円	15,400 円	当該家屋の建築面積(m ²)
	壁に係る耐震改修	23,400 円	22,500 円	当該家屋の床面積(m ²)
	屋根に係る耐震改修	20,200 円	19,300 円	当該耐震改修の施工面積(m ²)
	基礎、壁及び屋根に係るもの以外の耐震改修	34,700 円	33,000 円	当該家屋の床面積(m ²)
木造住宅以外の住宅	壁に係る耐震改修	78,000 円	75,500 円	当該家屋の床面積(m ²)
	柱に係る耐震改修	2,552,000 円	2,671,100 円	当該耐震改修の箇所数
	壁及び柱に係るもの以外の耐震改修	267,600 円	259,100 円	当該家屋の床面積(m ²)

※1 「標準的な工事費用相当額」とは、上の表の耐震改修工事項目に応じ、「単位あたり金額」に「単位」を乗じた額です。

※2 平成26年4月1日～令和元年12月31日に耐震改修工事を完了する場合。

※3 令和2年1月1日以後に耐震改修工事を完了する場合。

次のリフォーム例で控除額を計算しましょう。

証明書記載例については
P.022 へ

(1) リフォーム工事のうち、耐震改修工事の内容を確認します。

リフォームの内容(木造住宅)

- ・耐震改修工事(壁・基礎)
- ・耐震改修を行った部屋等の内装
- ・上記に係る解体、仮設、養生等の附帯工事

- ・工事完了日:令和2年7月1日
- ・家屋床面積:約96㎡
- ・建築面積:約96㎡
- ・建築主:40代
- ・家屋の持分の共有:なし
- ・交付される補助金:20万円…a

(2) 平成21年国土交通省告示第383号に定める標準的な工事費用相当額を計算します。

$$\begin{array}{l} \text{壁に係る耐震改修} \quad 22,500 \times 96\text{㎡} = 2,160,000\text{円} \\ \text{基礎に係る耐震改修} \quad 15,400 \times 96\text{㎡} = 1,478,400\text{円} \end{array} \quad \left. \vphantom{\begin{array}{l} \text{壁に係る耐震改修} \\ \text{基礎に係る耐震改修} \end{array}} \right\} \text{計} \quad 3,638,400\text{円} \cdots b$$

(3) 控除額を計算します。

1 国土交通大臣が定める耐震改修の標準的な工事費用相当額

標準的な工事費用相当額
についてはP.012 へ

$$\begin{array}{r} \text{標準的な工事費用相当額の合計額} \\ b \quad 3,638,400 \text{円} \\ - \quad \text{交付される補助金等の額} \\ a \quad 200,000 \text{円} \\ = \quad A \quad 3,438,400 \text{円} \end{array}$$

2 控除対象限度額

250万円

B 2,500,000 円

A、Bのいずれか少ない額

$$2,500,000 \text{円} \times 10\% = 250,000 \text{円}$$

*100円未満の端数は切り捨て

*工事の内容や費用についてはイメージ・概算です。

本事例の場合は、250,000円が控除額となりますが、実際は控除を受ける年分の所得税の納税額を限度として控除されます。

令和4年3月31日までに耐震リフォームを完了した場合、リフォーム完了年の翌年度から1年度分^{※1}の家屋に係る固定資産税が減額されます。

課税標準額は家屋の床面積120㎡相当分を上限とします。

平成26年1月1日～令和4年3月31日の間に耐震改修工事が完了した場合(1年度分の減額)

家屋の課税標準額(上限120㎡)		標準税率		軽減率		軽減額
	円	×	1.4%	×	1/2	
円						

※1 当該住宅が耐震改修の完了前に通行障害既存不適格建築物であった場合には2年度分。

固定資産税軽減額の計算例

令和2年7月1日に耐震リフォームが完了した家屋の床面積が125㎡で、家屋の課税標準額を300万円とした場合の計算例

対象となる家屋床面積の割合 : $120\text{㎡} \div 125\text{㎡} = 0.96$
 120㎡相当分の課税標準額 : $3,000,000 \times 0.96 = 2,880,000\text{円}$

家屋の課税標準額(上限120㎡)		標準税率		軽減率		軽減額 (1年度分の合計)
2,880,000	円	×	1.4%	×	1/2	20,160
円						

●税率について

固定資産税の税率については、一部の市町村において標準税率を超える税率で課税されています。

●住宅耐震改修に伴う固定資産税の減免措置について

住宅の耐震化促進を支援するために、一部の地域において上記減額措置を受けた後の家屋の固定資産税を一定期間、全額減免している場合があります。市区町村などでご確認ください。

●固定資産税評価額の確認方法

家屋の場合は、固定資産課税台帳に登録されている課税標準額が固定資産税評価額となります。また、各市区町村において、固定資産税評価額を縦覧することもできます。

詳しくは市区町村にご確認ください。

なお、耐震改修工事を行ったことを申告することにより家屋の課税標準額が見直される場合があります。

制度の種類等によって要件や手続きの流れが異なります。投資型減税の適用要件と、必要となる手続きを確認しましょう。

1

投資型減税 について消費者に紹介する場合は、以下の要件を満たしているかどうかを確認します。

住宅の要件

以下の全てに該当すること

- 耐震リフォームを行う方が居住する家屋
* 居住用家屋を2以上所有する場合は、主として居住している家屋に限定
- 昭和56年5月31日以前に建築された家屋
- 現行の耐震基準に適合していない家屋

工事の要件

以下の全てに該当すること

- 現行の耐震基準に適合させるための住宅耐震改修であること
- 改修工事を平成21年1月1日から令和3年12月31日の間に行っていること

適合の確認方法は
P.011 へ

その他の要件

以下に該当すること

- 現行の耐震基準に適合する改修工事であることについて「増改築等工事証明書*1」または「住宅耐震改修証明書*2」により証明されること

*1 工事完了日が平成29年4月1日以降の場合

*2 工事完了日が平成29年3月31日までの場合、または地方公共団体の長が証明する場合

証明書については
P.022 ~ 030 へ

適用要件を確認する

他の税の優遇制度と併用する場合は、以上の要件を満たしていても、当該制度の適用を受けられない場合があります。詳しくは税務署等にご確認ください。

2

申告までに必要な書類

申告に必要な書類を準備します。

①消費者が用意するもの

- 補助金等の額が明らかな書類
- 登記事項証明書(家屋)等の家屋が昭和56年5月31日以前に建築されたものであることを明らかにする書類
- 源泉徴収票(給与所得者の場合)

②リフォーム会社が用意するもの

- 工事請負契約書の写し等

*その他証明書発行に必要な書類があります。

証明書発行に必要な書類
については P.020 へ

③建築士(建築士事務所登録をした事務所に属する建築士に限る)等が用意するもの

- 増改築等工事証明書(工事完了日が平成29年4月1日以降の場合)
- 住宅耐震改修証明書(工事完了日が平成29年3月31日までの場合)
(地方公共団体の長が証明する場合)

証明書の発行手続き
については P.020 へ

証明書については
告示編 へ

※「住宅耐震改修証明申請書」も添付すること

④マンション共用部分の耐震改修工事等の場合

区分所有者が負担した額に応じた申告が可能です。全体の耐震改修工事費用のうち、適用を受ける方(区分所有者)が負担した費用の額の根拠がわかる以下の書類等を確認します。

①修繕積立金から支出する場合

・その旨がわかる管理組合総会議事録 ・管理規約等負担割合が明らかとなる書類

②区分所有者から一時金を徴収する場合

・その旨がわかる管理組合総会議事録 ・各区分共有者の工事費用負担割合記載の書類

3

確定申告

税務署へ下記書類を揃えて確定申告をします。

- 確定申告書
- 控除額の計算明細書
*家屋の持分を共有している方は、それぞれが所定の書類を提出して確定申告する。
その場合工事費はその人に帰属する工事費に分割する。
- 補助金等の額が明らかな書類
- 住宅耐震改修をした家屋の登記事項証明書
- 源泉徴収票(給与所得者の場合)
- 増改築等工事証明書(工事完了日が平成29年4月1日以降の場合)又は
住宅耐震改修証明書(工事完了日が平成29年3月31日までの場合)
(地方公共団体の長が証明する場合)のいずれか

※マイナンバー制度導入により、平成28年分以降の確定申告等の提出の際には、マイナンバー記載+本人確認書類の提示または写しの添付が必要となります。詳細は国税庁のホームページ等でご確認ください。

制度の種類等によって要件や手続きの流れが異なります。固定資産税の減額措置の適用要件と、必要となる手続きを確認しましょう。

1

固定資産税の減額措置 について消費者に紹介する場合は、以下の要件を満たしているかどうかを確認します。

適用要件を確認する

住宅の要件

以下の全てに該当すること

- 昭和57年1月1日以前から所在する家屋

*当該住宅が耐震改修の完了前に通行障害既存耐震不適格建築物であった場合には2年度分税額の2分の1を減額します。

*所得税額控除と異なり、個人が自ら居住の用に供する住宅に適用対象が限定されているわけではないため、例えば、耐震改修を行った者が居住せずにその者の家族が居住の用に供している住宅、法人が賃貸の用に供している住宅等についても、減額措置の対象となります。

工事の要件

以下の全てに該当すること

- 現行の耐震基準に適合する耐震改修であること

*所得税額控除と異なり、耐震改修前において現行の耐震基準に適合している既存住宅についても、以下の要件を満たす耐震改修が行われた場合には減額措置の適用対象となります。

- 耐震改修工事費用が50万円超(税込)であること

*マンション等の耐震改修工事等では全体工事費を床面積割合等で按分し、1戸当たりの負担費用が50万円超であること

- 令和4年3月31日までに工事を完了するものであること

適合の確認方法は
P.011 へ

その他の要件

以下に該当すること

- 現行の耐震基準に適合する改修工事であることについて、「増改築等工事証明書」(工事完了日が平成29年4月1日以降の場合)、「固定資産税減額証明書」(工事完了日が平成29年3月31日までの場合)、「住宅耐震改修証明書」(地方公共団体の長が証明する場合)又は工事完了後に交付された「住宅性能評価書の写し」のいずれかにより証明されること

証明書については
P.031 ~ 035 へ

詳しい適用要件については市区町村にご確認ください。

2

申告までに必要な書類

申告に必要な書類を準備します。

①消費者が用意するもの

- 耐震リフォームの費用の額が確認できる書類(耐震改修費用が50万円超であることを証明する書類)
- リフォーム後に交付された住宅性能評価書*の写し(交付のある場合に限る)
*耐震等級に係る評価が等級1、2又は3であるもの
- 固定資産税減額申告書(申告する市区町村にて取得)
*家屋の持分を共有している方は、連名で提出のこと

②リフォーム会社が用意するもの

- 工事請負契約書の写し等
*その他証明書発行に必要な書類があります。

証明書発行に必要な書類
については P.020 へ

③建築士(建築士事務所登録をした事務所に属する建築士に限る)等が用意するもの

*改修後に交付を受けた住宅性能評価書(耐震等級に係る評価が等級1、2又は3であるもの)がある場合は下記のいずれも必要ありません。

- 増改築等工事証明書(工事完了日が平成29年4月1日以降の場合)
*発行者の建築士免許証の写しを添付
- 住宅耐震改修証明書(地方公共団体の長が証明する場合)

証明書の発行手続き
については P.020 へ証明書については
告示編 へ

必要書類は市区町村により異なる場合があるため、詳細については市区町村にご確認ください。

3

市区町村の窓口へ

工事完了日から3ヶ月以内に当該家屋が所在する市区町村の窓口へ減額措置の申告をします。

- 耐震リフォームの費用の額が確認できる書類(耐震改修費用が50万円超であることを証明する書類)
 - リフォーム後に交付された住宅性能評価書の写し(交付のある場合に限る)
 - 固定資産税減額申告書
*固定資産税の筆頭者が提出のこと
 - 工事請負契約書の写し等
 - 増改築等工事証明書(工事完了日が平成29年4月1日以降の場合)
 - 住宅耐震改修証明書(地方公共団体の長が証明する場合)
- } のいずれか

*マイナンバー制度導入により、平成28年分以降の申告書等の提出の際には、マイナンバー記載+本人確認書類の提示または写しの添付が必要となります。詳細は国税庁のホームページ等でご確認ください。

証明書の発行手続き

制度の適用を受ける際には、工事の内容を特定するため、所定の証明書が必要となります。
証明書の発行者は、下記の書類等により当該工事が要件を満たすことを確認します。

所得税額の控除(投資型減税)	固定資産税の減額措置
増改築等工事証明書	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 所得税額控除の申告(確定申告)の際に必要となります。 平成18年国土交通省告示第464号(改正:平成29年国土交通省告示278号)において、その様式が定められています。 (地方税法施行規則附則第7条第6項の規定に基づく証明書) ・ 固定資産税の減額の申告の際に必要となります。 平成18年国土交通省告示第466号において、その様式が定められています。 <p>*耐震リフォーム投資型減税と住宅ローン減税を併用する場合の証明書は、同じ増改築等工事証明書それぞれの箇所に記入が必要となります。</p> <p>*地方公共団体の長が発行する場合は 住宅耐震改修証明書 になります。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 増改築等工事証明書の詳細は 所得税 P.022 ~、固定資産税 P.031 ~ へ </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 住宅耐震改修証明書の 詳細は告示編 へ </div> </div>	
証明書の発行者	<p>証明書を発行できる者は以下①～⑤のいずれかとなります。</p> <p>増改築等工事証明書</p> <p>① 建築士事務所登録をしている事務所に属する建築士に限る *リフォーム事業者が建築士事務所登録をしていない場合は、建築士事務所に依頼して証明書を発行してもらうか、②～⑤の機関に発行を依頼する必要があります(②～④は業務として行っているかどうかの事前確認が必要です)。</p> <p>② 指定確認検査機関 ③ 登録住宅性能評価機関 ④ 住宅瑕疵担保責任保険法人</p> <p>住宅耐震改修証明書</p> <p>⑤ 地方公共団体の長(所得税、固定資産税の耐震リフォームのみ対象)</p>
発行前に確認する書類等	<p><input type="checkbox"/> 申請家屋の登記事項証明書等、固定資産税の課税証明書、建築確認済証、又は建築年月日が記載された耐震診断書 【所】 【固】 家屋の家屋番号及び所在地、建築年月日を確認</p> <p><input type="checkbox"/> 工事請負契約書、領収書、工事費用内訳書等 【所】 耐震改修工事に要した費用の額が確認できる書類 【固】 耐震改修工事に要した費用の額が50万円超(税込)であることを確認できる書類</p> <p><input type="checkbox"/> 耐震改修工事の設計図書、改修前後の平面図、改修後の耐震診断書、又は改修工事の写真等 【所】 【固】 現行の耐震基準に適合するかどうかを確認、原則として現地調査が必要</p> <p><input type="checkbox"/> 補助金交付額決定通知書等 【所】 リフォームで補助金等を受ける場合は、その交付額を確認</p>

所得税の控除と固定資産税の減額を対象とする証明書の様式は同一のものとなります(工事完了日が平成29年4月1日以降)。両方を申請する場合は提出先が異なるため証明書が2通必要になります(複写での申請は不可)。詳しくは各記載例をご参照ください。

証明書の様式は、別冊の告示編に掲載しています。

また、当協議会又は国土交通省ホームページからダウンロードできます。

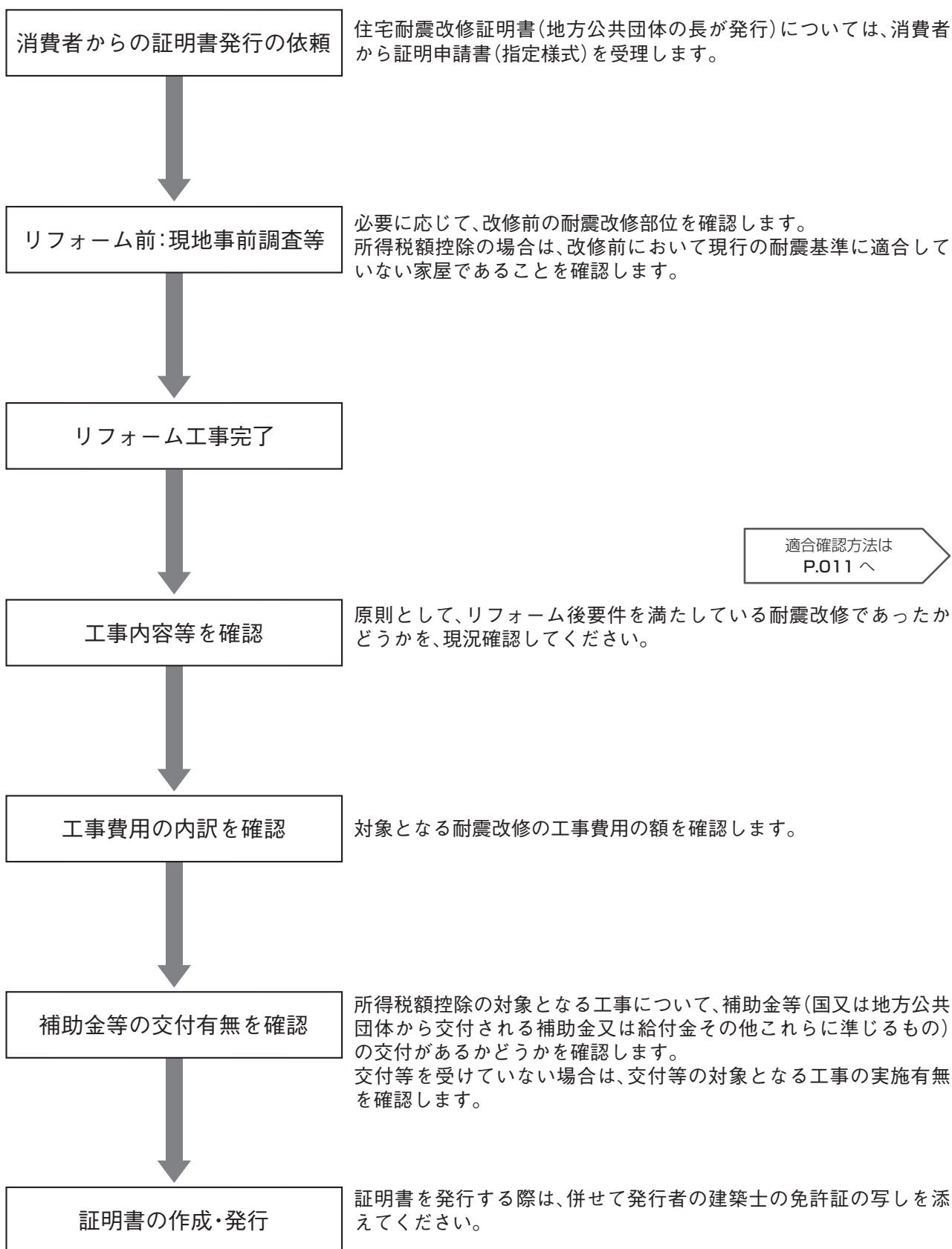
住宅リフォーム推進協議会 リフォームの減税制度

検索

国土交通省 各税制の概要

検索

建築士等は、制度の適用を受ける消費者からの依頼を受けたら、以下のような流れで証明書を発行します。



耐震リフォームの増改築等工事を行った場合(令和元年7月以降工事完了した場合)

「増改築等工事証明書」(全16ページ)の発行にあたり、必要事項を記入します。リフォーム例の記載例を参考にご記入ください。

※証明書の様式は全部で16ページありますが、記入・提出するのは □ で囲ったページです。

1ページ目

2ページ目

3ページ目

4ページ目

5ページ目

6ページ目

7ページ目

8ページ目

9ページ目

10ページ目

11ページ目

12ページ目

13ページ目

14ページ目

15ページ目

16ページ目

様式の右上のページは記載例のページに対応する □ 提出書類 □ 記入不要
 ※該当する箇所に記入の上そのページを提出する。

耐震改修工事を行う場合(所得税)
(令和元年7月以降に工事完了した場合)

記載例

P.014 計算例と
対応しています。

別表第二

持分共有の場合はP.017を
参照のこと。

増改築等工事証明書

建築士等が発行します。

証明申請者	住所	東京都千代田区〇〇〇
	氏名	リフォーム 太郎
家屋番号及び所在地		東京都千代田区〇〇〇
工事完了年月日		〇〇年〇月〇日

工事を行った住所の建物登記簿に
記載された家屋番号と所在地を記
載します。

耐震改修工事完了日が適用
対象の日付となります。

I. 所得税額の特別控除

1. 償還期間が10年以上の住宅借入金等を利用して増改築等をした場合（住宅借入金等特別税額控除）

(1) 実施した工事の種別

第1号工事	1 増築 2 改築 3 大規模の修繕 4 大規模の模様替																	
第2号工事	1 棟の家屋でその構造上区分された数個の部分具有独立して住居その他の用途に供することができるものうちその者が区分所有する部分について行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 1 床の過半の修繕又は模様替 2 階段の過半の修繕又は模様替 3 間仕切壁の過半の修繕又は模様替 4 壁の過半の修繕又は模様替																	
第3号工事	次のいずれか一室の床又は壁の全部の修繕又は模様替 1 居室 2 調理室 3 浴室 4 便所 5 洗面所 6 納戸 7 玄関 8 廊下																	
第4号工事 (耐震改修工事)	次の規定又は基準に適合させるための修繕又は模様替 1 建築基準法施行令第3章及び第5章の4の規定 2 地震に対する安全性に係る基準																	
第5号工事 (バリアフリー改修工事)	高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための次のいずれかに該当する修繕又は模様替 1 通路又は出入口の拡幅 2 階段の勾配の緩和 3 浴室の改良 4 便所の改良 5 手すりの取付 6 床の段差の解消 7 出入口の戸の改良 8 床材の取替																	
第6号工事 (省エネ改修工事)	全ての居室の全ての窓の断熱改修工事を実施した場合	<p>エネルギーの使用の合理化に著しく資する次のいずれかに該当する修繕若しくは模様替又はエネルギーの使用の合理化に相当程度資する次のいずれかに該当する修繕若しくは模様替</p> <p>1 全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事 2 全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事 3 全ての居室の全ての窓の断熱性を著しく高める工事</p> <p>上記1から3のいずれかと併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替</p> <p>4 天井等の断熱性を高める工事 5 壁の断熱性を高める工事 6 床等の断熱性を高める工事</p> <table border="1"> <tr> <td>地域区分</td> <td>1 1地域</td> <td>2 2地域</td> <td>3 3地域</td> <td>4 4地域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5 5地域</td> <td>6 6地域</td> <td>7 7地域</td> <td>8 8地域</td> </tr> <tr> <td>改修工事前の住宅が相当する断熱等性能等級</td> <td>1 等級1</td> <td>2 等級2</td> <td>3 等級3</td> <td></td> </tr> </table>		地域区分	1 1地域	2 2地域	3 3地域	4 4地域		5 5地域	6 6地域	7 7地域	8 8地域	改修工事前の住宅が相当する断熱等性能等級	1 等級1	2 等級2	3 等級3	
地域区分	1 1地域	2 2地域	3 3地域	4 4地域														
	5 5地域	6 6地域	7 7地域	8 8地域														
改修工事前の住宅が相当する断熱等性能等級	1 等級1	2 等級2	3 等級3															

住宅ローン減税との併用
がない場合は斜線を入
れます。

3. 住宅耐震改修、高齢者等居住改修工事等（バリアフリー改修工事）、一般断熱改修工事等（省エネ改修工事）、多世帯同居改修工事等又は耐久性向上改修工事等をした場合（住宅耐震改修特別税額控除又は住宅特定改修特別税額控除）

(1) 実施した工事の種別

住宅耐震改修	次の規定又は基準に適合させるための増築、改築、修繕又は模様替 ① 建築基準法施行令第3章及び第5章の4の規定 2 地震に対する安全性に係る基準													
高齢者等居住改修工事等（バリアフリー改修工事）	高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び次のいずれかに該当する増築、改築、修繕又は模様替 1 通路又は出入口の拡幅 2 階段の勾配の緩和 4 便所の改良 5 手すりの取付 6 床の段差の解消 7 出入口の戸の改良 8 床材の取替													
一般断熱改修工事等（省エネ改修工事）	全ての居室の全ての窓の断熱改修工事を実施した場合	エネルギーの使用の合理化に資する増築、改築、修繕又は模様替 1 全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事 上記1と併せて行う次のいずれかに該当する増築、改築、修繕又は模様替 2 天井等の断熱性を高める工事 3 壁の断熱性を高める工事 4 床等の断熱性を高める工事												
		<table border="1" data-bbox="587 965 1367 1032"> <tr> <td>地域区分</td> <td>1 1地域</td> <td>2 2地域</td> <td>3 3地域</td> <td>4 4地域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5 5地域</td> <td>6 6地域</td> <td>7 7地域</td> <td>8 8地域</td> </tr> </table>	地域区分	1 1地域	2 2地域	3 3地域	4 4地域		5 5地域	6 6地域	7 7地域	8 8地域		
	地域区分	1 1地域	2 2地域	3 3地域	4 4地域									
		5 5地域	6 6地域	7 7地域	8 8地域									
認定低炭素建築物新築等計画に基づく工事の場合	次に該当する修繕又は模様替 1 窓 上記1と併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 2 天井等 3 壁 4 床等													
	低炭素建築物新築等計画の認定主体													
	低炭素建築物新築等計画の認定番号	第 号												
改修工事後の住宅の一定の省エネ性能が証明される場合	住宅性能評価書により証明される場合	エネルギーの使用の合理化に資する次に該当する増築、改築、修繕又は模様替 1 窓の断熱性を高める工事 上記1と併せて行う次のいずれかに該当する増築、改築、修繕又は模様替 2 天井等の断熱性を高める工事 3 壁の断熱性を高める工事 4 床等の断熱性を高める工事												
		<table border="1" data-bbox="679 1491 1367 1760"> <tr> <td>地域区分</td> <td>1 1地域</td> <td>2 2地域</td> <td>3 3地域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4 4地域</td> <td>5 5地域</td> <td>6 6地域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>7 7地域</td> <td>8 8地域</td> <td></td> </tr> </table>	地域区分	1 1地域	2 2地域	3 3地域		4 4地域	5 5地域	6 6地域		7 7地域	8 8地域	
		地域区分	1 1地域	2 2地域	3 3地域									
			4 4地域	5 5地域	6 6地域									
	7 7地域	8 8地域												
改修工事前の住宅が相当する断熱等性能等級	1 等級1 2 等級2 3 等級3													
改修工事後の住宅の省エネ性能	1 断熱等性能等級4 2 一次エネルギー消費量等級4以上及び断熱等性能等級3													

1. 建築基準法施行令の耐震基準に適合するもの
 2. 建築物の耐震改修の促進に関する法律の基準に適合するもの
 いずれかに○を記載ください。

増改築による長期優良住宅建築等計画の認定により証明される場合	住宅性能評価書を交付した登録住宅性能評価機関	名 称			
		登録番号	第	号	
	住宅性能評価書の交付番号		第	号	
	住宅性能評価書の交付年月日		年	月	日
	エネルギーの使用の合理化に資する次に該当する増築、改築、修繕又は模様替 1 窓の断熱性を高める工事				
	上記1と併せて行う次のいずれかに該当する増築、改築、修繕又は模様替 2 天井等の断熱性を高める工事 3 壁の断熱性を高める工事 4 床等の断熱性を高める工事				
	地域区分	1 1地域 4 4地域 7 7地域	2 2地域 5 5地域 8 8地域	3 3地域 6 6地域	
	改修工事前の住宅が相当する断熱等性能等級	1 等級1	2 等級2	3 等級3	
	改修工事後の住宅が相当する省エネ性能	1 断熱等性能等級4 2 一次エネルギー消費量等級4以上及び断熱等性能等級3			
	長期優良住宅建築等計画の認定主体				
長期優良住宅建築等計画の認定番号		第	号		
長期優良住宅建築等計画の認定年月日		年	月	日	
太陽熱利用冷温熱装置の型式					
潜熱回収型給湯器の型式					
ヒートポンプ式電気給湯器の型式					
燃料電池コージェネレーションシステムの型式					
ガスエンジン給湯器の型式					
エアコンディショナーの型式					
太陽光発電設備の型式					
安全対策工事	有	無			
陸屋根防水基礎工事	有	無			
積雪対策工事	有	無			
塩害対策工事	有	無			
幹線増強工事	有	無			

住宅耐震改修の他に同項目で併用する
工事がある場合は該当項目に記入します。

標準的な費用については、P.013（平成21年
国土交通省告示 第383号）参照のこと。

(3) 実施した工事の費用の額等

① 住宅耐震改修		
ア	当該住宅耐震改修に係る標準的な費用の額	3,638,400 円
イ	当該住宅耐震改修に係る補助金等の交付の有無	有 無
	「有」の場合 交付される補助金等の額	200,000 円
ウ	アからイを差し引いた額	3,438,400 円
エ	当該住宅耐震改修に係る耐震改修工事限度額	2,500,000 円
オ	ウとエの金額のうちいずれか少ない金額	2,500,000 円
② 高齢者等居住改修工事等		
ア	当該高齢者等居住改修工事等に係る標準的な費用の額	円
イ	当該高齢者等居住改修工事等に係る補助金等の交付の有無	有 無
	「有」の場合 交付される補助金等の額	円
ウ	アからイを差し引いた額（50万円を超える場合）	円
エ	当該高齢者等居住改修工事等に係る改修工事限度額	円
オ	ウとエの金額のうちいずれか少ない金額	円
③ 一般断熱改修工事等		
ア	当該一般断熱改修工事等に係る標準的な費用の額	円
イ	当該一般断熱改修工事等に係る補助金等の交付の有無	有 無
	「有」の場合 交付される補助金等の額	円
ウ	アからイを差し引いた額（50万円を超える場合）	円
エ	当該一般断熱改修工事等に係る改修工事限度額	円
オ	ウとエの金額のうちいずれか少ない金額	円
④ 多世帯同居改修工事等		
ア	当該多世帯同居改修工事等に係る標準的な費用の額	円
イ	当該多世帯同居改修工事等に係る補助金等の交付の有無	有 無
	「有」の場合 交付される補助金等の額	円
ウ	アからイを差し引いた額（50万円を超える場合）	円
エ	当該多世帯同居改修工事等に係る改修工事限度額	円
オ	ウとエの金額のうちいずれか少ない金額	円
⑤	①オ、②オ、③オ及び④オの合計額	2,500,000 円
⑥ 耐久性向上改修工事等（対象住宅耐震改修又は対象一般断熱改修工事等のいずれかと併せて行う場合）		
ア	当該対象住宅耐震改修又は当該対象一般断熱改修工事等に係る標準的な費用の額	円
イ	当該対象住宅耐震改修又は当該対象一般断熱改修工事等に係る補助金等の交付の有無	有 無
	「有」の場合 交付される補助金等の額	円

ウ	アからイを差し引いた額（50万円を超える場合）	円
エ	当該耐久性向上改修工事等に係る標準的な費用の額	円
オ	当該耐久性向上改修工事等に係る補助金等の交付の有無	有 無
	「有」の場合 交付される補助金等の額	円
カ	エからオを差し引いた額（50万円を超える場合）	円
キ	ウ及びカの合計額	円
ク	当該対象住宅耐震改修及び当該耐久性向上改修工事等に係る改修工事限度額 又は当該対象一般断熱改修工事等及び当該耐久性向上改修工事等に係る改修 工事限度額	円
ケ	キとクの金額のうちいずれか少ない金額	円
⑦	②オ、④オ及び⑥ケの合計額	円
⑧	耐久性向上改修工事等（対象住宅耐震改修及び対象一般断熱改修工事等の両方と併せて行う場 合）	
ア	当該対象住宅耐震改修に係る標準的な費用の額	円
イ	当該対象住宅耐震改修に係る補助金等の交付の有無	有 無
	「有」の場合 交付される補助金等の額	円
ウ	アからイを差し引いた額（50万円を超える場合）	円
エ	当該対象一般断熱改修工事等に係る標準的な費用の額	円
オ	当該対象一般断熱改修工事等に係る補助金等の交付の有無	有 無
	「有」の場合 交付される補助金等の額	円
カ	エからオを差し引いた額（50万円を超える場合）	円
キ	当該耐久性向上改修工事等に係る標準的な費用の額	円
ク	当該耐久性向上改修工事等に係る補助金等の交付の有無	有 無
	「有」の場合 交付される補助金等の額	円
ケ	キからクを差し引いた額（50万円を超える場合）	円
コ	ウ、カ及びケの合計額	円
サ	当該対象住宅耐震改修、当該対象一般断熱改修工事等及び当該耐久性向上改 修工事等に係る改修工事限度額	円
シ	コとサの金額のうちいずれか少ない金額	円
⑨	②オ、④オ及び⑧シの合計額	円

上記の工事が租税特別措置法若しくは租税特別措置法施行令に規定する工事に該当すること又は上記の工事が地方税法若しくは地方税法施行令に規定する工事に該当すること若しくは上記の工事が行われ地方税法附則第15条の9の2に規定する認定長期優良住宅に該当することとなったことを証明します。

証明年月日	〇〇年 〇〇月 〇〇日
-------	-------------

(1) 証明者が建築士事務所に属する建築士の場合

証明を行った方の情報を記載してください。
(以下の(1)～(4)のいずれかの選択制)

押印は認印でも構いません。

建築士事務所に属する建築士が発行します。

証明を行った建築士	氏名	増改築 一郎 印	
	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	△△-□□□
証明を行った建築士の属する建築士事務所	名称	株式会社増改築一郎建築士事務所	
	所在地	東京都千代田区□□□	
	一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別	一級建築士事務所	
	登録年月日及び登録番号	△△-××××	

(2) 証明者が指定確認検査機関の場合

証明を行った指定確認検査機関	名称	印		
	住所			
	指定年月日及び指定番号			
	指定をした者			
調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者	氏名			
	建築士の場合	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	
			登録を受けた都道府県名 (二級建築士又は木造建築士の場合)	
	建築基準適合判定資格者の場合		登録番号	
			登録を受けた地方整備局等名	

(3) 証明者が登録住宅性能評価機関の場合

証明を行った登録住宅性能評価機関	名 称				印
	住 所				
	登録年月日及び登録番号				
	登録をした者				
調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者	氏 名				
	建築士の場合	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登 録 番 号		
			登録を受けた都道府県名 (二級建築士又は木造建築士の場合)		
	建築基準適合判定資格者検定合格者の場合		合格通知日付又は合格証書日付		
合格通知番号又は合格証書番号					

(4) 証明者が住宅瑕疵担保責任保険法人の場合

証明を行った住宅瑕疵担保責任保険法人	名 称				印
	住 所				
	指 定 年 月 日				
調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者	氏 名				
	建築士の場合	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登 録 番 号		
			登録を受けた都道府県名 (二級建築士又は木造建築士の場合)		
	建築基準適合判定資格者検定合格者の場合		合格通知日付又は合格証書日付		
合格通知番号又は合格証書番号					

(用紙 日本産業規格 A4)

耐震改修の増改築等工事を行った場合(令和元年7月以降工事完了した場合)

「増改築等工事証明書」(全16ページ)の発行にあたり、必要事項を記入します。リフォーム例の記載例を参考にご記入ください。

※証明書の様式は全部で16ページありますが、記入・提出するのは □ で囲ったページです。

1ページ目

2ページ目

3ページ目

4ページ目

5ページ目

6ページ目

7ページ目

8ページ目

9ページ目

10ページ目

11ページ目

12ページ目

13ページ目

14ページ目

15ページ目

16ページ目

様式の右上のページは記載例のページに対応する ※ □ 提出書類 □ 記入不要
※該当する箇所に記入の上そのページを提出する。

耐震リフォーム

バリアフリーリフォーム

省エネルギーリフォーム

同居対応リフォーム

長期優良住宅化リフォーム

住宅ローン減税

贈与税の非課税措置

登録免許税の特例措置

不動産取得税の軽減措置

耐震改修工事を行う場合(固定資産税の減額)
(令和元年7月以降に工事完了した場合)

記載例
P.014 のリフォーム例と
対応しています。

別表第二

持分共有の場合はP.019 を
参照のこと。

増改築等工事証明書

建築士等が発行します。

証明申請者	住所	東京都千代田区〇〇〇
	氏名	リフォーム 太郎
家屋番号及び所在地		東京都千代田区〇〇〇
工事完了年月日		〇〇年〇月〇日

工事を行った住所の建物登記簿に
記載された家屋番号と所在地を記
載します。

耐震改修工事完了日が適用
対象の日付となります。

I. 所得税額の特別控除

1. 償還期間が 10 年以上の住宅借入金等を利用して増改築等をした場合 (住宅借入金等特別税額控除)

(1) 実施した工事の種別

第 1 号工事	1 増築 2 改築 3 大規模の修繕 4 大規模の模様替															
第 2 号工事	1 棟の家屋でその構造上区分された数個の部分具有独立して住居その他の用途に供することができるもののうちその者が区分所有する部分について行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 1 床の過半の修繕又は模様替 2 階段の過半の修繕又は模様替 3 間仕切壁の過半の修繕又は模様替 4 壁の過半の修繕又は模様替															
第 3 号工事	次のいずれか一室の床又は壁の全部の修繕又は模様替 1 居室 2 調理室 3 浴室 4 便所 5 洗面所 6 納戸 7 玄関 8 廊下															
第 4 号工事 (耐震改修 工事)	次の規定又は基準に適合させるための修繕又は模様替 1 建築基準法施行令第 3 章及び第 5 章の 4 の規定 2 地震に対する安全性に係る基準															
第 5 号工事 (バリアフ リー改修工 事)	高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための次のいずれかに該当する修繕又は模様替 1 通路又は出入口の拡幅 2 階段の勾配の緩和 3 浴室の改良 4 便所の改良 5 手すりの取付 6 床の段差の解消 7 出入口の戸の改良 8 床材の取替															
第 6 号工事 (省エネ改 修工事)	全ての居室 の全ての窓 の断熱改修 工事を実施 した場合	<p>エネルギーの使用の合理化に著しく資する次のいずれかに該当する修繕若しくは模様替又はエネルギーの使用の合理化に相当程度資する次のいずれかに該当する修繕若しくは模様替</p> <p>1 全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事 2 全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事 3 全ての居室の全ての窓の断熱性を著しく高める工事</p> <p>上記 1 から 3 のいずれかと併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替</p> <p>4 天井等の断熱性を高める工事 5 壁の断熱性を高める工事 6 床等の断熱性を高める工事</p> <table border="1"> <tr> <td>地域区分</td> <td>1 1 地域</td> <td>2 2 地域</td> <td>3 3 地域</td> <td>4 4 地域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5 5 地域</td> <td>6 6 地域</td> <td>7 7 地域</td> <td>8 8 地域</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>改修工事前 の住宅が相 当する断熱 等性能等級</td> <td>1 等級 1</td> <td>2 等級 2</td> <td>3 等級 3</td> </tr> </table>	地域区分	1 1 地域	2 2 地域	3 3 地域	4 4 地域		5 5 地域	6 6 地域	7 7 地域	8 8 地域	改修工事前 の住宅が相 当する断熱 等性能等級	1 等級 1	2 等級 2	3 等級 3
地域区分	1 1 地域	2 2 地域	3 3 地域	4 4 地域												
	5 5 地域	6 6 地域	7 7 地域	8 8 地域												
改修工事前 の住宅が相 当する断熱 等性能等級	1 等級 1	2 等級 2	3 等級 3													

住宅ローン減税に該当
しない場合は斜線を入
れます。

II. 固定資産税の減額

1-1. 地方税法施行令附則第12条第19項に規定する基準に適合する耐震改修をした場合

工事の内容	① 地方税法施行令附則第12条第19項に規定する基準に適合する耐震改修
-------	-------------------------------------

1-2. 地方税法附則第15条の9の2第1項に規定する耐震改修をした家屋が認定長期優良住宅に該当することとなった場合

工事の種類及び内容	地震に対する安全性の向上を目的とした増築、改築、修繕又は模様替 1 増築 2 改築 3 修繕 4 模様替	
	工事の内容	
耐震改修を含む工事の費用の額（全体工事費）		円
上記のうち耐震改修の費用の額		円
長期優良住宅建築等計画の認定主体		
長期優良住宅建築等計画の認定番号		第 号
長期優良住宅建築等計画の認定年月日		年 月 日

2. 熱損失防止改修工事をした場合又は熱損失防止改修工事をした家屋が認定長期優良住宅に該当することとなった場合

工事の種類及び内容	必須となる改修工事	窓の断熱性を高める改修工事
	上記と併せて行った改修工事	1 天井等の断熱性を高める改修工事 2 壁の断熱性を高める改修工事 3 床等の断熱性を高める改修工事
工事の内容		
熱損失防止改修工事を含む工事の費用の額（全体工事費）		円
上記のうち熱損失防止改修工事の費用の額		円
熱損失防止改修工事に係る補助金等の交付の有無		有 無
「有」の場合 交付される補助金等の額		円
上記の熱損失防止改修工事の費用の額から上記の補助金等の額を差し引いた額		円
上記工事が行われ、認定長期優良住宅に該当することとなった場合		
長期優良住宅建築等計画の認定主体		
長期優良住宅建築等計画の認定番号		第 号
長期優良住宅建築等計画の認定年月日		年 月 日

上記の工事が租税特別措置法若しくは租税特別措置法施行令に規定する工事に該当すること又は上記の工事が地方税法若しくは地方税法施行令に規定する工事に該当すること若しくは上記の工事が行われ地方税法附則第15条の9の2に規定する認定長期優良住宅に該当することとなったことを証明します。

証明年月日	〇〇年 〇〇月 〇〇日
-------	-------------

(1) 証明者が建築士事務所に属する建築士の場合

証明を行った方の情報を記載してください。
(以下の(1)～(4)のいずれかの選択制)

押印は認印でも構いません。

建築士事務所に属する
建築士が発行します。

証明を行った建築士	氏名	増改築 一郎 印		
	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	一級建築士	登録番号	△△-□□□
証明を行った建築士の属する建築士事務所	登録を受けた都道府県名 (二級建築士又は木造建築士の場合)			
	名称	株式会社増改築一郎建築士事務所		
	所在地	東京都千代田区□□□		
	一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別	一級建築士事務所		
	登録年月日及び登録番号	△△-××××		

(2) 証明者が指定確認検査機関の場合

証明を行った指定 確認検査機関	名称				印
	住所				
	指定年月日及び 指定番号				
	指定をした者				
調査を行った建築 士又は建築基準適 合判定資格者	氏名				
	建築士 の場合	一級建築士、二級 建築士又は木造 建築士の別	登録番号		
			登録を受けた都道府県名 (二級建築士又は木造建 築士の場合)		
	建築基準適合判定資格者の場合	登録番号			
登録を受けた地方整備局 等名					

(3) 証明者が登録住宅性能評価機関の場合

証明を行った登録 住宅性能評価機関	名 称		印	
	住 所			
	登録年月日及び 登録番号			
	登録をした者			
調査を行った建築 士又は建築基準適 合判定資格者検 定合格者	氏 名			
	建築士の 場合	一級建築士、二級 建築士又は木造 建築士の別	登 録 番 号	
			登録を受けた都道府県名 (二級建築士又は木造建 築士の場合)	
	建築基準適合判定資格者検 定合格者の場 合		合格通知日付又は合格証 書日付	
合格通知番号又は合格証 書番号				

(4) 証明者が住宅瑕疵担保責任保険法人の場合

証明を行った住宅 瑕疵担保責任保 険法人	名 称		印	
	住 所			
	指 定 年 月 日			
調査を行った建築 士又は建築基準適 合判定資格者検 定合格者	氏 名			
	建築士の 場合	一級建築士、二級 建築士又は木造 建築士の別	登 録 番 号	
			登録を受けた都道府県名 (二級建築士又は木造建 築士の場合)	
	建築基準適合判定資格者検 定合格者の場 合		合格通知日付又は合格証 書日付	
合格通知番号又は合格証 書番号				

(用紙 日本産業規格 A4)

